



配偶者暴力(DV)防止法が改正されました(平成20年1月11日施行)

配偶者暴力はあってはならないものです。夫や恋人などから女性に対して振られる暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。

法律の改正の主な内容は…

I 保護命令制度の拡充

- 1 生命または身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
- 2 電話等を禁止する保護命令
 - ① 面会の要求
 - ② 行動の監視に関する事項を告げること等
 - ③ 著しく粗野・乱暴な言動
 - ④ 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。)等

3 被害者の親族等への接近禁止命令

II 市町村基本計画の策定の努力義務

III 配偶者暴力相談支援センターに関する改正

IV 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令の通知

配偶者暴力
についての相談は

- ◆社会福祉課庶務福祉計画担当
- ◆東京都女性相談センター多摩支所
TEL042-522-4232
- ◆夜間・緊急時は警察 110番

内閣府配偶者からの暴力被害者支援情報サイト
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>

楽しく聴いて、楽しく語ろう
～男女共同参画トーク&ライブ～

ケンカするより仲良く2人 「妻と夫の定年塾」

仕事を離れた後、毎日をいいきいき楽しく過ごすには？ユーモアいっぱいのお話の後は講師と交流します。

※申込み不要です。直接会場へ。

日時：3月29日(土)
午後1時30分～3時30分
場所：市民会館公民館第4・第5集会室
講師：西田小夜子さん(作家・画家)



◇講師プロフィール
2003年「定年漂流」で小説家としての地位を確立、講演やテレビ・ラジオ出演など活躍中。定年後の生き方を学び合う「定年塾」主宰。

問い合わせ：協働推進課

女性悩みごと相談

福生市・羽村市にお住まいの女性ならどちらの市でも相談を受けられます。夫や恋人からの暴力や女性を取り巻くさまざまな悩みごとの相談に応じます。来所できない場合は電話での相談も可能です。(予約制。1日先着3人まで。予約は相談日の1か月前から1か月前が祝・休日の場合は翌日からになります。)

◇相談員/専門女性カウンセラー
◇相談日・場所・申込み

福生市

相談日：毎月第2・4水曜日
午前9時から午後0時50分まで
場所：市役所1階 相談室
申込み：秘書広報課広報広聴係
市役所代表電話 042-551-1511



羽村市

相談日：毎月第1・3・5水曜日
午後1時30分から4時30分まで
場所：羽村市役所東庁舎1階
福祉事務所内相談室
申込み：羽村市広報広聴課市民相談係
市役所代表電話 042-555-1111

本誌は、市民がつくる市民のための男女共同参画情報誌です。多くの市民の方とつくりあげていきたいと思っています。ご感想をはじめ、今後特集で取り上げてほしいテーマなどのご意見・ご要望をお気軽にお寄せください。ホームページからもお送りいただけます。トップページ左側の市民のご意見箱をクリック、メールフォームをご利用ください。

市民編集員募集!

「あなたとわたし」の編集員を募集しています。興味のある方は、協働推進課までご連絡ください。

市民編集員

- 寺崎 敏枝
- 太田 正雄
- 柏倉 利明
- Saeko.S(イラスト)
- Kay

企画編集

NPO法人
NAFA子育て環境支援センター

あなたとわたし vol.26 2008年3月上旬号

発行：福生市 生活環境部 協働推進課

〒197-8501 東京都福生市本町5番地
電話 042-551-1511
(内線) 2552・2553
<http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

ここは広告スペースです